

2021年5月18日 全11頁

安定調達比率規制（バーゼル規制関連）の導入

国際統一基準行に対して2021年9月30日から適用

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2021年3月31日、金融庁が安定調達比率規制を導入する改正告示を公表した（2021年9月30日から適用）。
- 安定調達比率規制とは、「売却が困難な資産（所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む）を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達（負債・資本）することを求めるもの」である。
- 国際統一基準行は、2021年9月30日から、安定調達比率を開示し、同比率が100%以上であることが求められる（国内基準行は適用対象外）。100%を下回った場合、当局による監督上の措置として、報告が求められ、必要な場合は業務改善命令が発出される。

1. 安定調達比率規制の導入

2021年3月31日、金融庁が、安定調達比率規制を導入するため、流動性比率規制に関する告示の改正（以下、「改正告示」と）と、関連する監督指針の改正、流動性比率規制に関するQ&A（以下、「Q&A」）等を公表した（2021年9月30日から適用）¹。

安定調達比率規制は、銀行の健全性規制であるバーゼル規制の一部であり、「売却が困難な資産（所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む）を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達（負債・資本）することを求めるもの」²であり、銀行による資金の調達方法と運用方法に影響を与え得る規制と言える。

2008年の金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じたことから、2010年12月に、銀行に流動資産の確保を求める流動性カバレッジ比率とともに、銀行に安定的な資金調達を促す安定調達比率の導入がバーゼル銀行監督委員会で合意された。しかし、安定調達比率につい

¹ [金融庁ウェブサイト](#)参照。告示の改正案は、当初2018年6月に公表され、2019年3月31日から適用とされていた。しかし、海外の実施状況等を踏まえて適用が延期され、再度、2020年12月に告示の改正案が公表された。2018年6月の告示改正案について、拙稿「[安定調達比率に関する告示案の公表](#)」（2018年7月20日付大和総研レポート）参照。

² [金融庁ウェブサイト](#)参照。

ては、必ずしも問題銀行を判別できないことから再検討され³、2014年10月に、同委員会によって最終規則文書が公表された⁴。

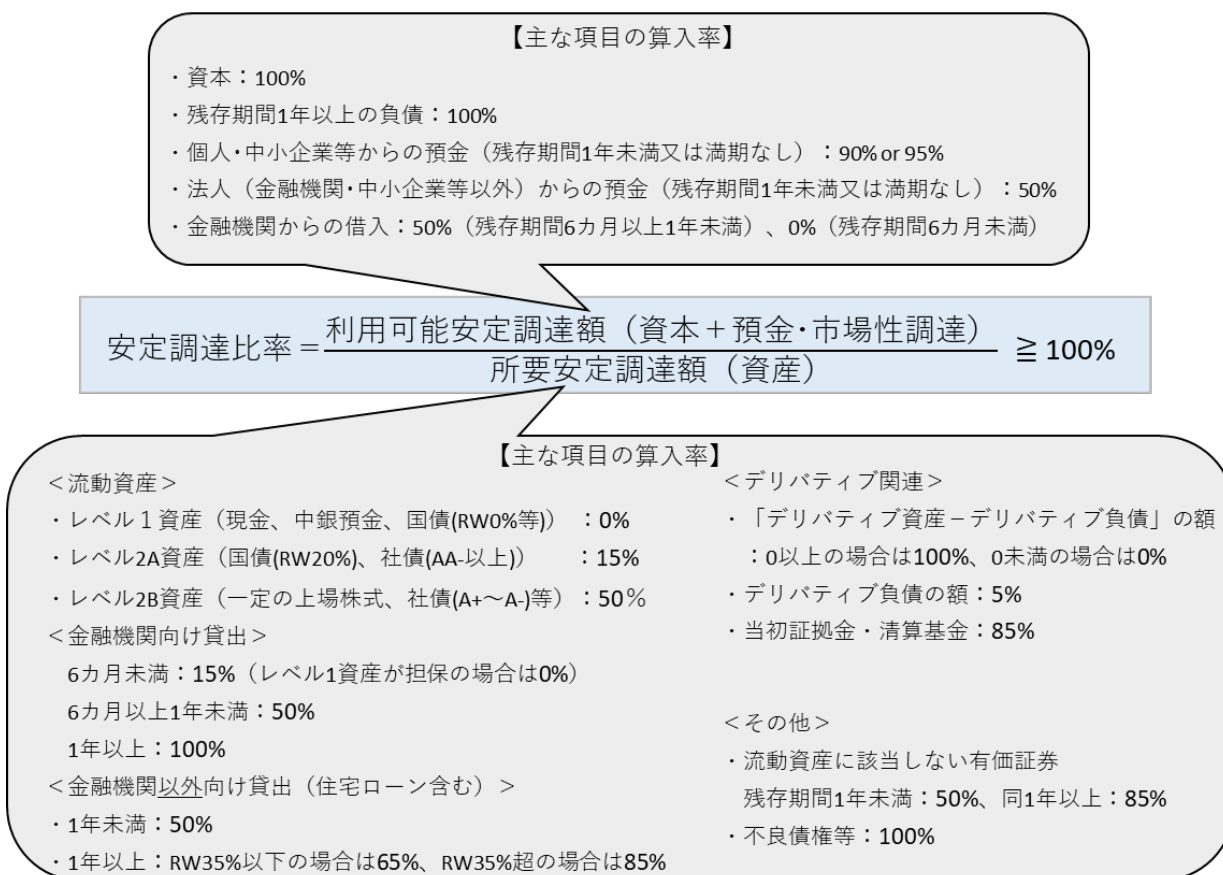
改正告示により、国際統一基準行は、2021年9月30日から、安定調達比率（連結及び単体）が「100%以上」であることが求められ、四半期ごとに所定の様式で同比率及び関連項目を開示することが求められる（国内基準行は適用対象外）。

2. 安定調達比率の算出

(1) 概要

国際統一基準行は、連結⁵及び単体で、安定調達比率が「100%以上」であることが求められる（2021年9月30日から適用）。安定調達比率の概要は図表1の通りである。

図表1 安定調達比率の概要



(注) 表内のRWは、リスク・ウェイト（自己資本比率規制の標準的手法におけるもの）を指す。
(出所) 改正告示を基に大和総研作成

³ 金融庁/日本銀行「[安定調達比率（Net Stable Funding Ratio: NSFR）最終規則の概要](#)」（2015年2月）参照。

⁴ 鈴木利光「[安定調達比率（NSFR）（バーゼルⅢ）](#)」（2015年3月18日付大和総研レポート）参照。

⁵ 連結の範囲には、自己資本比率の算出に含まれるものであれば、全ての連結子法人等が含まれる。ただし、連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算も認められる（例えば、全ての利用可能安定調達算入率を0%とし、全ての所要安定調達算入率を100%とする）（Q&A第75条-Q1）。

安定調達比率は、以下の算式で算出される（改正告示 74）。

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{利用可能安定調達額}}{\text{所要安定調達額}}$$

分子の利用可能安定調達額には、安定的な調達資金である自己資本や負債が含まれ、その額に所定の算入率をかけて算出する。算入率は安定性が高いほど大きく、資本や残存期間 1 年以上の負債は 100%で、個人等からの預金は残存期間 1 年未満でも 90%か 95%である。一方、金融機関等以外の法人からの預金（残存期間 1 年未満）は 50%とされ、金融機関からの借入は、残存期間 6 カ月以上 1 年未満であれば 50%、残存期間 6 カ月未満であれば 0%である。

分母の所要安定調達額には資産が含まれ、その額に所定の算入率をかけて算出する。算入率は、国債等、売却が容易な資産ほど小さい（リスク・ウェイト 0%の国債の算入率は原則 0%）一方、流動資産に該当しない有価証券等、売却が相対的に難しい資産は算入率が高い。貸出（金銭債権）は、債務者が金融機関かそれ以外かで異なる算入率が設定され、残存期間が短いほど算入率が小さい一方、不良債権は算入率が 100%である。

(2) 利用可能安定調達額

利用可能安定調達額の項目と算入率（利用可能安定調達算入率）は、次の通りである（改正告示 82～86）。

図表 2 利用可能安定調達額の項目と算入率

算入率	項目
100%	○規制資本の基礎項目（※1） ○その他の資本調達手段（残存期間 1 年以上） ○残存期間 1 年以上の負債又は資本
95%	○個人・中小企業等からの「安定預金」（満期がなく要求払い預金である、又は残存期間 1 年未満）
90%	○個人・中小企業等からの「準安定預金」（満期がなく要求払い預金である、又は残存期間 1 年未満）
50%	○金融機関等（※2）以外（個人・中小企業等を除く）からの資金調達（残存期間 1 年未満（※3）） ○適格オペレーショナル預金（※4）（満期なし、又は残存期間 1 年未満） ○中央政府、中央政府以外の公共部門、国際開発銀行からの資金調達（残存期間 1 年未満（※3）） ○金融機関等・中央銀行等からの資金調達（残存期間 6 カ月以上 1 年未満） ○上記以外の負債又は資本（残存期間 6 カ月以上 1 年未満）
0%	○上記以外の、期限の定めのない負債（※5） ○デリバティブ負債の額からデリバティブ資産の額を控除した額（※6） ○有価証券、コモディティ、外国通貨又はこれらの対価の受渡し又は決済を行う取引に係る一定の未払い金（※7）

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○デリバティブ取引等に関連して受け入れた変動証拠金・当初証拠金 ○金融機関等・中央銀行等からの資金調達（残存期間 6 カ月未満） ○上記以外の負債又は資本（※8） |
|--|---|

- (※1) 残存期間 1 年未満の Tier2 資本の基礎項目を除く。
- (※2) 日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」「7011. 総合リース業」を主たる事業として営む者が該当。ただし、年金基金やファンド等のように信託勘定を取引相手として取引している場合は、金融機関等とみなす（Q&A 第 1 条-Q6）。
- (※3) 預金等の場合、満期なしのものも含む。
- (※4) 一定の要件を満たすクリアリング業務、カストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務に関連して預け入れられた預金等で、所定の要件を満たすものが該当する（改正前告示 1 五十八～六十二、29）。
- (※5) 有価証券のショート・ポジションや支払期限が未確定の負債が該当（預入期間の定めのない預金は、6 カ月以内に弁済期が到来する預金と扱う）（Q&A 第 86 条-Q1）。
- (※6) デリバティブ資産の額の控除後の額が 0 を上回る場合のみ該当する。
- (※7) 市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内、又は約定日から 4 営業日以内に決済されると見込まれるもの等が含まれる。
- (※8) 繰延税金負債、非支配株主持分（算入率 100%が認められる規制資本の基礎項目に含まれるものを除く）のうち、残存期間が 1 年以上のものは 100%、6 カ月以上 1 年未満のものは 50%の算入率が適用される。
- （出所）改正告示を基に大和総研作成

（ア）残存期間の判定方法

図表 2 の通り、残存期間に応じて算入率が定められている。残存期間は、原則として契約上の年限で判定する⁶ ⁷。ただし、コールオプションやプットオプション等が組み込まれた商品については、価格算定モデル等に基づき合理的な残存期間を見積もる（この場合、残存期間の見積もりの合理性について事後的な内部検証が求められる）（Q&A 第 82 条-Q2）。

（イ）安定預金・準安定預金

図表 2 の通り、個人・中小企業等からの「安定預金」のうち、満期がなく要求払い預金であるもの、又は残存期間が 1 年未満のものは、算入率 95%が適用される。「安定預金」とは、リテール預金⁸のうち、以下のいずれかを満たすもので、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分である（改正告示 83 一、改正前告示 20①②）（中小企業等預金⁹についても準用（改正告示 84②））。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①預金者等と銀行又は連結子法人等との継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること ②預金者等が日常用いる預金口座に預け入れたものであること |
|--|

一方、算入率 90%の項目に関して、「準安定預金」とは、リテール預金のうち、「安定預金」に該当しないものである（改正告示 84①一、改正前告示 21①）（中小企業等預金についても準

⁶ 全明細を分割返済スケジュールに従ってキャッシュ・フロー展開することが困難な場合は、保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算方法も認められる。

⁷ 期限前弁済又は期限償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間について、Q&A 第 82 条-Q3 参照。

⁸ 個人（個人事業者を除く）から受け入れた預金等（改正前告示 1 四十一）。

⁹ 銀行又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が 1 億円未満である、一定の事業法人等（法人、個人事業者その他これらに準ずるもの）から受け入れた預金等（改正前告示 1 四十二～四十四）。

用（改正告示 84②）。

（ウ）デリバティブ負債の額

図表 2 の通り、デリバティブ負債の額からデリバティブ資産の額（後述）を控除した額¹⁰は、算入率 0%が適用される（改正告示 86①二）。

（デリバティブ資産の額の控除前の）デリバティブ負債の額は、デリバティブ取引等ごと¹¹に、時価評価して算出した負の再構築コスト（0 を上回る場合は 0）の絶対値から、差し入れた変動証拠金の額を控除した額（0 を下回る場合は 0）の合計額と算出される（改正告示 80①）。

なお、デリバティブ負債の額は、図表 3（後掲）の通り、その 5%相当額¹²が、変動証拠金に係る追加賦課として（利用可能安定調達額ではなく）所要安定調達額に算入される。

（エ）レポ形式の取引による負債の額

利用可能安定調達額に算入される負債のうち、レポ形式の取引による負債の額は、レポ形式の取引における現金の支払債務の額¹³の合計額とされる（改正告示 81①）。

ただし、当該支払債務を生じたレポ形式の取引と現金の受取債権を生じたレポ形式の取引が、同一の取引相手と行われたもので、一定の要件¹⁴を満たす場合、レポ形式の取引における現金の支払債務の額は、支払債務の額から受取債権の額を控除した額（0 を下回る場合は 0）とすることができる（改正告示 81②）。

（3）所要安定調達額

所要安定調達額の項目と算入率（所要安定調達算入率）は、図表 3 の通りである（改正告示 91～97）。なお、表中の流動資産（レベル 1 資産、レベル 2A 資産、レベル 2B 資産）の定義は改正前告示の通りである¹⁵。

¹⁰ 当該額が 0 を上回る場合に限る。

¹¹ 法的に有効な相対ネットティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該法的に有効な相対ネットティング契約ごとに算出する（改正告示 80①）。この場合、本文中の「再構築コストの額」は、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等について、その単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を用いる（改正告示 80②）。

¹² 2014 年 10 月のバーゼル銀行監督委員会の最終規則文書では「20%相当額」とされていたが、2017 年 10 月に「5%相当額」へ引き下げられた（各国裁量）。

¹³ 自己の名をもって、他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する負債の額を除く（改正告示 81①）。

¹⁴ 両取引の最終清算日が同一、相殺が法的に有効、銀行及び取引相手方が両取引を同時に決済する意図がある（又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われる）などの要件が含まれる。

¹⁵ 鈴木利光「[流動性カバレッジ比率（LCR）の告示](#)」（2015 年 2 月 18 日付大和総研レポート）参照。

図表 3 所要安定調達額の項目と算入率

算入率	項目
0%	<ul style="list-style-type: none"> ○現金（※1）（金を除く） ○中央銀行等への預け金 ○中央銀行等に対する債権（残存期間 6 カ月未満） ○有価証券等の決済等を行う取引に係る一定の未収金（※2） ○分別管理の対象である金銭の信託 ○デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金 ○処分上制約のないレベル 1 資産（上記等以外） ○処分上制約のない、レベル 1 資産を担保とした金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産（残存期間 6 カ月未満）（※3） ○中央政府・中央銀行等が発行する一定の債券（リスク・ウェイト（※4） 0%超）（※5）
5%	<ul style="list-style-type: none"> ○中央銀行等が特別に実施するオペレーション（※6）により発生した中央銀行等に対する債権
15%	<ul style="list-style-type: none"> ○処分上制約のない以下の資産 <ul style="list-style-type: none"> ・レベル 2A 資産（現金、中央銀行等への預け金等を除く） ・金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産（レベル 1 資産を担保とし、（※3）を満たすものを除く）（残存期間 6 カ月未満） ・金融機関等に預け入れている預金（オペレーショナル預金を除く）（満期なし、又は残存期間 6 カ月未満）
50%	<ul style="list-style-type: none"> ○処分上制約のない以下の資産 <ul style="list-style-type: none"> ・レベル 2B 資産（現金、中央銀行等への預け金等を除く） ・中央銀行等又は金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産（残存期間 6 カ月以上 1 年未満） ・金融機関等に預け入れている預金（オペレーショナル預金を除く）（残存期間 6 カ月以上 1 年未満） ・金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金（満期なし又は残存期間 1 年未満） ・金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む）（残存期間 1 年未満） ・流動資産に該当しない資産（残存期間 1 年未満）（※7）
65%	<ul style="list-style-type: none"> ○処分上制約のない、金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む）（リスク・ウェイトが 35%以下）（残存期間 1 年以上）
85%	<ul style="list-style-type: none"> ○デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金（※8）又は清算基金 ○処分上制約のない、金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む）（リスク・ウェイトが 35%超）（残存期間 1 年以上） ○処分上制約のない、流動資産に該当しない上場株式又は有価証券（残存期間 1 年以上）で、発行会社に対するエクスポージャーの全額が弁済される見込みが十分に高いもの ○現物決済されるコモディティ（金を含む）
100%	<ul style="list-style-type: none"> ○デリバティブ資産の額からデリバティブ負債の額を控除した額（※9） ○規制資本の調整項目 ○処分上制約のない貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権・中央銀行等に対する債権を含む）のうち、全額が弁済される見込みが十分に高いもの以外 ○連結貸借対照表の資産の部に計上されている有価証券のうち上記以外のもの ○上記以外の資産（※10） ○デリバティブ負債の額（※11）の 5%相当額

- (※1) 連結貸借対照表の「現金勘定」を指し、銀行券・硬貨、外国通貨のほか、手形小切手等も含む（Q&A 第 91 条-Q1）。
 - (※2) 市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内、又は約定日から 4 営業日以内に決済されると見込まれるもの等が含まれる。
 - (※3) 基準日から満期までの期間中、受入担保に対する銀行・連結子法人等の再担保権に制限がないことを満たすことも必要。
 - (※4) 自己資本比率規制の標準的手法におけるリスク・ウェイト。
 - (※5) 我が国、又は銀行・連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国・地域の中央政府・中央銀行等が域外通貨建てで発行及び調達したもので、改正前告示 9①四の要件の全てを満たすもの。
 - (※6) Q&A 公表時点（2021 年 3 月 31 日）では、該当するものはないとされている（Q&A 第 92 条-Q1）。
 - (※7) 全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの。
 - (※8) 改正告示（第 10 章第 2 節）の規定により算出した算入率が 85%より高い場合、その算入率を適用する。
 - (※9) デリバティブ負債の額の控除後の額が 0 を上回る場合のみ該当する。
 - (※10) 貸倒引当金は、資産の控除項目としてマイナス 100%の算入率を適用する（ただし、Tier2 資本に算入される額は、利用可能安定調達額（算入率 100%）に該当）（Q&A 第 87 条-Q1）。
 - (※11) 時価評価することにより算出した（負の）再構築コストの額（0 を上回る場合は 0）の合計額の絶対値。
- （出所）改正告示を基に大和総研作成

（ア）処分上制約のない資産

「処分上制約のない資産」とは、連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、以下のいずれかに該当するものである（改正告示 1 七十六）。

- ①以下の要件を満たすもの
 - (a) 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完（※1）のために用いられていないこと
 - (b) 一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分して管理されているものではないこと
 - (c) 市場以外での売却が困難である場合には、市場での売却が法令上制限されないこと
 - (d) 市場での売却及び当該売却により取得した金銭を利用することが、銀行・連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと
 - (e) (a)から(d)までの要件を満たすほか、当該資産の売却を制限する事由が存在しないこと
- ②中央銀行等、中央政府以外の公共部門への預け金、又は以下の者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産で、（安定調達比率を算出する）基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（※2）であること
 - (a) 中央銀行等
 - (b) 中央政府以外の公共部門
 - (c) 中央清算機関、資金清算機関、振替機関、その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者

（※1）第三者の債務の履行が困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置。

（※2）担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合は、銀行・連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産で、その額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの。

（イ）未決済有価証券等の扱い（受渡日基準を採用している場合）

未決済有価証券等の扱いについて、会計処理方法として受渡日基準を採用した場合の扱いが、約定日基準を採用した場合と同様になるような措置が定められている。

具体的には、受渡日基準で会計処理を行っている有価証券等について、「買付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されていない有価証券等」は、（安定調達比率を算出する

基準日の時価に基づき) 安定調達比率の計算対象に含まれる(改正告示 87②一)。また、「売付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されている有価証券等」は、安定調達比率の計算対象から除外される(改正告示 87②二)。

(ウ) 担保として使用する有価証券の扱い

レポ形式の取引又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が担保として使用する有価証券は、次のように扱われる(改正告示 88)。

図表 4 担保として使用する有価証券の扱い

	連結貸借対照表に計上されている	連結貸借対照表に計上されていない
担保として受け入れている	所要安定調達額に算入する	所要安定調達額に算入しない
担保として提供している	所要安定調達額に算入する (算入率は、処分上制約のある資産のもの (後述)を適用)	

(出所) 改正告示を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(エ) デリバティブ資産の額

図表 3 のように、デリバティブ資産の額からデリバティブ負債の額を控除した額¹⁶は、算入率 100%が適用される(改正告示 97 一)。

(デリバティブ負債の額の控除前の) デリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等¹⁷の時価評価して算出した再構築コストの額(0を下回る場合は0)の合計額である(改正告示 89①)。ただし、一定の要件を満たす場合¹⁸、デリバティブ資産の額は、現金及び処分制約のないレベル 1 資産で受け入れた変動証拠金の対価の額を控除した額とすることができる(改正告示 89①)。

(オ) レポ形式の取引による資産の額

所要安定調達額に算入される資産のうち、レポ形式の取引による資産の額は、レポ形式の取引における現金の受取債権の額¹⁹の合計額とされる(改正告示 90①)。

ただし、当該受取債権を生じたレポ形式の取引、及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引が、同一の取引相手と行われたもので、一定の要件²⁰を満たす場合、レポ形式の取引における現

¹⁶ 当該額が 0 を上回る場合に限る。

¹⁷ 法的に有効な相対ネットリング契約の対象である場合、本文中の「再構築コストの額」は、法的に有効な相対ネットリング契約の対象となるデリバティブ取引等について、その単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を用いる(改正告示 89②)。

¹⁸ 現金又はレベル 1 資産で受領した変動証拠金が分別管理されていない、デリバティブ取引等について営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が時価評価額以上である、変動証拠金として受領した現金又はレベル 1 資産がデリバティブ取引等の決済通貨と同一である、デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネットリング契約の対象となる、という要件を全て満たす必要がある。

¹⁹ 自己の名をもって、他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く(改正告示 90①)。

²⁰ 両取引の最終清算日が同一、相殺が法的に有効、銀行及び取引相手方が両取引を同時に決済する意図がある(又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われる)などの要件が含まれる(レバレッジ比率告示 9②)。

金の受取債権の額は、受取債権の額から支払債務の額を控除した額（0を下回る場合は0）とすることができる（改正告示 90②）。

（カ）処分上制約のある資産の算入率

改正告示では、「処分上制約のある資産」の算入率が別途定められている。「処分上制約のある資産」とは、連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、「処分上制約のない資産」以外のものである（改正告示 1 七十七）。

処分上制約のある資産²¹は、原則として以下の算入率が適用される（改正告示 98①）。

図表 5 処分上制約のある資産の算入率

安定調達比率を算出する基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間		算入率
1 年以上		100%
6 カ月以上 1 年未満	処分上制約がなかった場合に適用される算入率が 50%以下のもの	50%
	処分上制約がなかった場合に適用される算入率が 50%超のもの	図表 3 に記載の算入率
6 カ月未満		

（出所）改正告示を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、処分上制約のある資産に該当する場合でも、以下の資産については、図表 3 に記載の算入率が適用される（改正告示 98②）。

市場全体にストレスが生じている場合、又は例外的なマクロ経済上の課題がある場合に、中央銀行等が特別に実施するオペレーション等の担保として提供されている資産

日本銀行が実施するもので上記のオペレーション等に該当するものとして、2021 年 3 月 31 日時点で以下のものが該当する（Q&A 第 98 条-Q5）。

- ①成長基盤強化を支援するための資金供給
- ②貸出増加を支援するための資金供給
- ③被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
- ④共通担保資金供給オペレーション（※）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション

（※）貸付期間が 6 カ月以上であるもののみ該当。

（キ）オフ・バランス取引の算入率

オフ・バランス取引のうち、一定の与信枠（与信ファシリティ及び流動性ファシリティ）については、それらの未使用枠の額に 5%の算入率をかけた額を所要安定調達額とする（改正告示

²¹ 現金（金を除く）、中央銀行等への預け金、分別管理の対象である金銭の信託、デリバティブ取引等に関連して預託した当初証拠金及び清算基金等を除く。

99)。

また、オフ・バランス取引のうち、以下の偶発債務（偶発的に資金調達を要する債務）については以下の算入率をかけた額を所要安定調達額とする（改正告示 100 一・二）。

図表 6 偶発債務の算入率

銀行又は連結子法人等が流動性ストレス時に取消可能なファシリティにおける未使用枠	取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの	0%
	上記以外	3%
銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証に相当するもの		2%

（出所）改正告示を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

また、その他主要な偶発事象²²であって、基準日から1年を経過する日までの間に生ずると見込まれるものの算入率は、銀行又は連結子法人等が、流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに設定することとされている（改正告示 100 三）。

（4）銀行が導管体となる資産・負債の不算入

銀行が導管体の役割を果たす一定の資産及び負債²³は、それぞれ所要安定調達額、利用可能安定調達額に算入しないことができる。具体的には、以下の全ての要件を満たす資産・負債は、算入率を0%とすることができる（改正告示 101）。

- ①相互に関係する個別の資産及び負債が、明確に識別可能であること
- ②当該資産及び負債の、満期までの期間及び元本額が同一であること
- ③銀行又は連結子法人等が、当該資産及び負債から生ずる資金について導管体となる役割のみ果たしていること
- ④当該資産及び負債のそれぞれについて、銀行又は連結子法人等の取引相手が異なること

3. 安定調達比率の開示

国際統一基準行は、年度開示及び半期開示において、直近二期分について、安定調達比率（単体・連結）に関する次の定性的開示事項の開示が求められる²⁴（改正開示告示 2①三、2④、3①二、3②、4①三、4④、5①二、5②）。

²² 銀行や関連する導管体等が発行した債券の、投資家からの期限前償還又は買戻請求等が該当する（Q&A 第100条-Q1）。

²³ 例えば、銀行が仲介金融機関として資金を転貸する取引（国際協力銀行によるツーステップローン等）や、直接清算参加者としての清算取次（クライアント・クリアリング）が該当する。

²⁴ 改正監督指針に詳細が定められている（改正監督指針Ⅲ-3-2-4-7(3)）。

- ①時系列における安定調達比率（単体・連結）の変動に関する事項
- ②銀行が導管体となる資産・負債の不算入の扱いに関する要件（前述 2. (4) 参照）を満たす場合は、その旨
- ③その他安定調達比率（単体・連結）に関する事項

さらに、国際統一基準行は、四半期ごとに、安定調達比率（単体・連結）の以下の定量的開示事項²⁵の開示が求められる（改正開示告示 6①三・四、6②、別紙様式第一号・第二号・第五号・第六号）。

- ①直近 5 四半期分の安定調達比率（単体・連結）・利用可能安定調達額・所要安定調達額
- ②直近 2 四半期分の利用可能安定調達額・所要安定調達額の内訳

4. 安定調達比率規制に関する監督上の措置

当局は銀行（国際統一基準行）に対し、定期的に、及び必要な場合は随時、安定調達比率の報告を求める（主要行等向けの総合的な監督指針の改正（以下、「改正監督指針」）Ⅲ-2-3-4-4-3-1）。

安定調達比率が 100%を下回った場合、当局は銀行に対し、その理由や安定調達比率の向上に係る改善策について、以下の内容を含め、速やかに報告を求める（改正監督指針Ⅲ-2-3-4-4-3-2(2)①）。

- ①安定調達比率が 100%を下回った要因（※）及びその背景
- ②安定調達比率が 100%を上回る時期の見通し、及びそれまでの分子・分母の推移の見通し

（※）利用可能安定調達額の減少、所要安定調達額の増加等。

さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、業務改善命令を発出する（改正監督指針Ⅲ-2-3-4-4-3-2(2)）。

また、安定調達比率が近い将来に 100%を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行う。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、業務改善命令を発出する（改正監督指針Ⅲ-2-3-4-4-3-2(2)）。

（以上）

²⁵ 採用する会計基準を変更した場合、変更前後で安定調達比率に著しい差異があれば、対象となる四半期末日における変更前後の安定調達比率の対比及び要因分析の記載も求められる。